

**【 手術 】****249 経皮的冠動脈形成術等に対するアミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン【注射薬】の算定について****《令和6年7月31日》****○ 取扱い**

K546 経皮的冠動脈形成術、K548 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）及びK549 経皮的冠動脈ステント留置術に対するアミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン【注射薬】（ウログラフィン注）の算定は、原則として認められない。

**○ 取扱いを作成した根拠等**

アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン（ウログラフィン注）は膵管胆道・唾液腺造影剤であり、添付文書の効能・効果は、60%製剤は「内視鏡的逆行性膵胆管撮影、経皮経肝胆道撮影」、76%製剤は「唾液腺撮影」である。イオン性である当該ヨード造影剤は高浸透圧造影剤（浸透圧比：約6（60%製剤）、約9（76%製剤））であり、血管内投与の適応はない（2001年2月血管内投与は副作用発生率が非イオン性に比べて高いことから効能・効果から削除され、現在、血管内投与の適応があるのは大部分が非イオン性の等浸透圧又は低浸透圧造影剤である。）。したがって、冠動脈造影用としての使用は不適切である。

以上のことから、K546 経皮的冠動脈形成術、K548 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）及びK549 経皮的冠動脈ステント留置術に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。